

株式交付に関する事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める書面)

2022 年 2 月 7 日

トレンダーズ株式会社

2022年2月7日

株式交付に係る事後開示書類

東京都渋谷区東3丁目16番3号
トレンダーズ株式会社
代表取締役 岡本 伊久男

トレンダーズ株式会社（以下、「当社」という。）は、2021年12月24日付で作成した株式交付計画書に基づき、2022年2月7日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社クレマン斯拉ボラトリー（以下「クレマン斯拉ボラトリー」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を実施した。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は、下記の通りである。

なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当する。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）
2022年2月7日
2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）
 - ① 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過
本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当するため、該当事項なし
 - ② 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過
 - i. 反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）
当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2022年1月5日付で、当社の株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるクレマン斯拉ボラトリーの商号及び住所を電子公告により公告した。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいない。

ii.債権者の異議（会社法第 816 条の 8）

該当事項なし

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

20 株

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

該当事項なし

5. 前項の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 5 号）

該当事項なし

6. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- ・当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により、本株式交付について会社法第 816 条の 3 第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交付を行った。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき、本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限る。）はいなかった。

- ・当社は、株式交付子会社であるクレマン斯拉ボラトリーの株式の譲渡人との間で、本株式交付に関して、2022 年 2 月 1 日付で会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡し契約を締結した。

- ・当社は、本株式交付により、株式交付子会社であるクレマン斯拉ボラトリーの株式の譲渡人に対し、その譲渡するクレマン斯拉ボラトリーの普通株式 1 株につき 500 株の割合をもって当社の普通株式を割当交付した。なお、当社が割当て交付した当社の普通株式の合計は 10,000 株である。

- ・当社が本株式交付において交付した株式は、その全てが当社の自己株式であり、新たな株式の発行は行われていない。

以上